

令和7年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和7年7月 11 日(金) 午後1時 30 分～3時 30 分
グリーンパレス 千歳・芙蓉

1 開会

2 新委員委嘱および紹介

3 事務局紹介

4 議 事

(1) 令和7年度江戸川区地域自立支援協議会について

- ・江戸川区障害福祉計画等策定委員会及び江戸川区障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ・令和7年度地域自立支援協議会部会設置案

(2) 地域生活支援拠点等について

- ・第8回地域生活支援拠点等部会の実施報告

(3) 今後の地域自立支援協議会における検討事項について

(4) 報告事項

- ・第7期江戸川区障害福祉計画等の成果目標実績報告
- ・令和7年度障害者福祉施策及び精神保健対策の概要について
- ・熟年相談室（地域包括支援センター）における障害相談の実施など

5 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和7年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・令和7年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 席次および委員名簿
- ・資料1 令和7年度江戸川区地域自立支援協議会について
- ・資料1－2 江戸川区地域自立支援協議会設置要綱新旧対照表
- ・資料2 江戸川区障害福祉計画等策定委員会及び江戸川区障害者差別解消支援地域協議会の設置について
- ・資料2－2 江戸川区障害福祉計画等策定委員会設置要綱及び江戸川区障害者差別解消支援地域協議会に関する要綱
- ・資料3 令和7年度地域自立支援協議会 部会設置案について
- ・資料4 第8回地域生活支援拠点等部会の実施報告
- ・資料5 第7期江戸川区障害福祉計画等の成果目標実績報告
- ・資料6 令和7年度障害者福祉施策の概要
- ・資料6－2 令和7年度精神保健対策の概要
- ・資料7 熟年相談室における障害相談の実施について

第10期江戸川区地域自立支援協議会について

資料 1

1 法的な位置付け

障害者総合支援法第89条の3において、「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。

2 江戸川区地域自立支援協議会について

①設置について

法律の規定を踏まえ、障害者の地域における自立した生活を支えるため、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として、平成20年度より「江戸川区地域自立支援協議会」を設置しています。

②協議会の目的

「共通理解の醸成」（お互いを理解し、共通認識を持つ）

障害当事者の方（障害者及びその家族、関係者）と障害者との関わりのない方が、お互いを理解し、共通認識を持つこと（＝共通理解の醸成）を目的としています。

③協議会の位置付け

情報共有や意見交換を行い、共通理解の醸成を図る場です。

④委員の役割

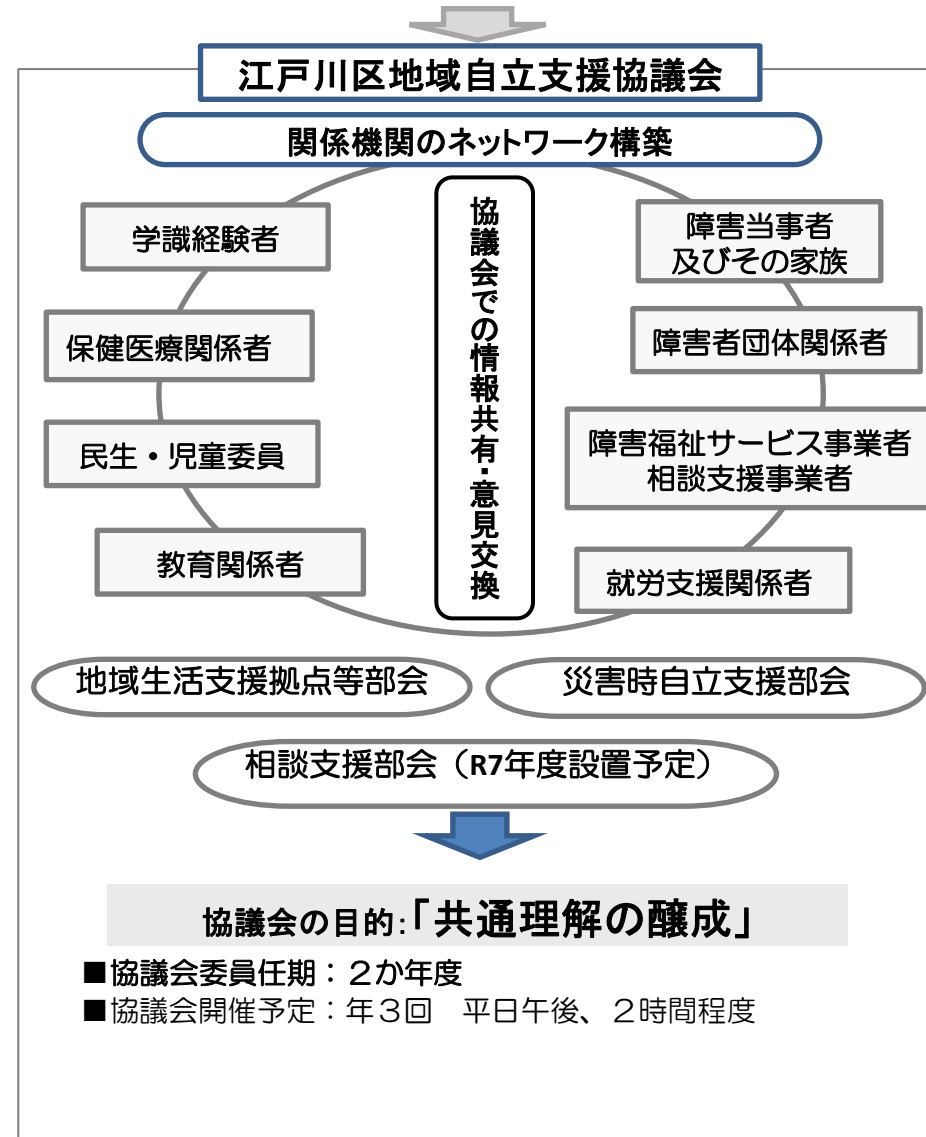
協議会で得た「共通理解」を所属機関や地域等に戻り、理解を広めて下さいますよう、お願いいたします。
（→地域全体が障害者の地域生活を見守る環境形成の促進に繋がります。）

⑤関係法令

障害者総合支援法

<江戸川区地域自立支援協議会のイメージ>

法律の規定（障害者総合支援法第89条の3）



	年度	開催内容(概要)
1期	平成20年度	■障害者計画・第2期障害福祉計画策定について ■区内障害者施設の現状について （かもめ第一、アクティブ新田、もぐらの家、悠人会、口腔保健センターの紹介）
2期	平成21年度	■教育・就労支援・雇用の現状について ・企業における障害者雇用の取組み（長谷エシシステムズ、コスモプリント） ・特別支援教育 （鹿骨中学校、江戸川特別支援学校） ・就労支援 （ハローワーク木場、区立障害者就労支援センター） ■視察 江戸川特別支援学校、鹿骨中学校（特別支援学級）
	平成22年度	■障害について （障害とは？） ・身体障害（内部障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）、精神障害、知的障害についての理解 ■講演会 「障害者自立支援法から障害者総合福祉法へ」（講師：障害者制度改革推進会議委員 尾上 浩二 氏）
3期	平成23年度	■第2次障害者計画・第3期障害福祉計画の策定について ■部会設置について ■講演会 「障害者総合福祉法骨格提言をめぐって 親なき後対策に向けて」（講師：社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 顧問 大久保 常明 氏）
	平成24年度	■相談事例の共有と意見交換 （相談支援の現場の理解） ・情報交換会の実施 （協議会とは別に3回実施） ■講演会 「みんなちがって、みんないい」（講師：乙武 洋匡 氏）
4期	平成25年度	■災害時の要援護者対応について ・災害の全体像、発災～避難フェーズについて、障害別の配慮事項など
	平成26年度	■災害時の要配慮者対応について ・避難所での生活、平時の対策、まとめ、障害別の配慮事項など ■第4期障害福祉計画の策定について
5期	平成27年度	■障害者差別解消法について ・不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の具体例の意見交換、江戸川区職員対応要領の確認など
	平成28年度	■障害者の地域生活支援について ・「顔の見える連携」や障害当事者に対する支援例の情報共有など ■第4期障害福祉計画の中間報告、第5期障害福祉計画策定準備のためのアンケート内容確認など
6期	平成29年度	■江戸川区の地域共生社会について （地域共生社会における障害者支援について） ・課題の抽出・整理、障害者の居場所づくりなど ■第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について
	平成30年度	■江戸川区の地域共生社会について （地域共生社会における障害者支援について） ・障害者を支えるネットワークづくり、障害者への理解促進、障害者の社会参加、障害者の安心できる住まいなど
7期	令和元年度	■江戸川区の地域共生社会について （障害児者の地域生活を支える社会資源について） ・各団体が中心となる支え手としての取組みについてなど ■災害時の障害者の対応について ・各団体の災害時における事前準備や取組みなど
	令和2年度	■新型コロナウイルス感染症について ■第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の中間報告、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定など
8期	令和3年度	■障害者の避難 （障害者の防災マニュアルの作成について）
	令和4年度	■障害者の理解 （障害者権利条例の検討、障害者週間の取組み）
9期	令和5年度	■第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定
	令和6年度	■地域生活支援拠点等の設置に向けて

令和7年度江戸川区地域自立支援協議会について

1 開催概要

(1) 開催時間

平日での開催を基本とする。
※毎回の協議会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年3回の開催を予定。

【日程（予定）】

- ・ 第1回：令和7年7月11日（金）
- ・ 第2回：令和7年11月頃
- ・ 第3回：令和8年2月頃

(3) 令和7年度の主な内容

引き続き、共通理解の醸成を目的とし、下記内容を中心に実施。

- ・ **障害者福祉関連の情報共有**

※上記以外の内容については、必要に応じて適宜実施。

2 取り組み内容について

- ・ **江戸川区計画策定委員会・江戸川区障害者差別解消協議会の内容共有**
- ・ **各部会の活動報告の内容共有**
- ・ **地域生活支援拠点の設置に向けて**

・ 令和7年度より附属機関となった上記委員会及び協議会の内容共有

・ 地域生活支援拠点等部会、災害時自立支援部会、相談部会（R7年度設置予定）の各部会活動の内容共有

・ 地域生活支援拠点による実務者会議や関連する研修等の報告と内容の共有

江戸川区地域自立支援協議会に関する要綱新旧対照表（案）

新	旧
江戸川区地域自立支援協議会 <u>設置</u> 要綱 平成20年4月1日施行	江戸川区地域自立支援協議会に関する要綱 平成20年4月1日施行
<u>(設置)</u>	<u>(趣旨)</u>
第1条 _____障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立した生活を支えるため、江戸川区_____の障害福祉に関する方策を協議する場及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項 <u>の規定に基づき、</u> _____ _____ _____ 江戸川区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。） <u>を設置する</u> _____。 (所掌事項)	第1条 <u>この要綱は、</u> 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立した生活を支えるため、江戸川区 <u>(以下「区」という。)</u> の障害福祉に関する方策を協議する場及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項、 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定並びに江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号）により設置した江戸川区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (所掌事項)
第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。 (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。 <u>(削る。)</u> <u>(3)</u> 相談支援に関すること。 <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>(4)</u> 第7条第1項に規定する部会の運営に関すること。 <u>(5)</u> <u>前各号に掲げるもののほか、</u> 障害福祉の推進に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。	第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。 (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。 <u>(3) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。</u> <u>(4)</u> 相談支援に関すること。 <u>(5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。</u> <u>(6) 障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。</u> <u>(7) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月江戸川区条例第39号）に基づく施策の進行管理及び評価に関すること。</u> <u>(8)</u> 第7条第1項に規定する部会の運営に関すること。 <u>(9) その他</u> _____障害福祉の推進に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

新	旧
(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する<u>30名以内の委員</u>をもって組織する。 (1) 学識経験者 (2) 保健医療関係者 <u>(3) 民生・児童委員</u> <u>(4) 教育関係者</u> <u>(5) 就労支援関係者</u> <u>(6) 障害当事者及びその家族</u> <u>(7) 障害者団体関係者</u> <u>(8) 関係行政機関</u> <u>(9) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者</u> (会長及び副会長) 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 協議会<u>の会議</u>は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の過半数<u>の出席がなければ</u>、会議を開くことができない。 3 <u>会議</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。 5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。 <u>6 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互</u>	(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する_____委員をもって組織する。 (1) 学識経験者 (2) 保健医療関係者 <u>(3) 障害当事者及びその家族</u> <u>(4) 障害者団体関係者</u> <u>(5) 関係行政機関</u> <u>(6) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者</u> (会長及び副会長) 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 協議会_____は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の過半数<u>が出席しなければ</u>、会議を開くことができない。 3 <u>協議会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。 5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

新	旧
<u>に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）により、会議に出席することができる。</u> 7 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。 8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者<u>を会議に出席させ</u>、意見を聴き、又は説明<u>若しくは資料の提出</u>を求めることができる。 (専門委員) 第6条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、区長が適当と認める者のうちから委嘱する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。 (部会) 第7条 会長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、<u>会長が</u>別に定める。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。 (守秘義務) 第9条 委員、第5条第4項及び<u>第8項</u>の規定により<u>会議</u>に出席した者並びに専門委員は、正当な理由なく、会議の内容その他<u>会議で</u>知り得た<u>秘密</u>を漏らしてはならない。<u>その職を退いた後も同様とする。</u> (委任) 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>福祉部長</u>が別に定める。 付則 (省略) <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月30日から施行する。</u>	6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者<u>の出席を求め</u>、意見を聴き、又は説明_____を求めることができる。 (専門委員) 第6条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、区長が適当と認める者のうちから委嘱する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。 (部会) 第7条 会長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、_____別に定める。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。 (守秘義務) 第9条 委員、第5条第4項及び<u>第7項</u>の規定により<u>協議会</u>に出席した者並びに専門委員は、正当な理由なく、会議の内容その他<u>協議会において</u>知り得た<u>情報</u>を漏らしてはならない_____。 (委任) 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>区長</u>が別に定める。 付則 (省略)

地域自立支援協議会

地域生活支援 拠点等部会

地域生活支援拠点の設置・運営・
啓発などについて検討

災害時自立 支援部会

障害者（児）の災害時避難
行動等について検討

相談支援部会

個別事例やサービス利用等の検討
を通じた相談支援の強化

新設

計画策定委員会

新設

「計画策定委員会」では...

- ・障害（児）福祉計画の策定、進行管理・評価に関すること
- ・次期、計画策定に向けたアンケート（基礎）調査の実施に向けた項目等の意見交換
- ・アンケート（基礎）調査の進捗に関すること

差別解消支援地域協議会

新設

「差別解消支援地域協議会」では...

- ・差別に係る相談事例等の報告及び情報共有に関すること
- ・差別の解消を推進するための理解促進及び普及啓発活動
- ・差別の解消に向けた施策の進行管理及び評価に関すること

計画策定委員会及び差別解消支援地域協議会は、ともに附属機関として設置する

令和7年度江戸川区障害福祉計画等策定委員会について

1 開催概要

(1) 開催時間・曜日

平日での開催を基本とする。
※毎回の協議会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年2回の開催を予定。
但し、計画策定検討年度に関しては上記回数に追加して開催する場合がある。

【日程（予定）】

- ・ 第1回：令和7年8月下旬
- ・ 第2回：令和8年2月頃

2 取り組み内容について

- ・ 障害（児）福祉計画の策定、進行管理・評価に関すること
- ・ 次期、計画策定に向けたアンケート（基礎）調査の実施に向けた項目等の意見交換
- ・ アンケート（基礎）調査の進捗に関すること

令和7年度江戸川区差別解消支援地域協議会について

1 開催概要

(1) 開催時間・曜日

平日での開催を基本とする。

※毎回の協議会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年2回の開催を予定。

【日程（予定）】

- ・ 第1回：令和7年11月7日（金）
- ・ 第2回：令和8年2、3月頃

2 取り組み内容について

- ・ 差別に係る相談事例等の報告及び情報共有に関すること
- ・ 差別の解消を推進するための理解促進及び普及啓発活動
- ・ 差別の解消に向けた施策の進行管理及び評価に関すること

江戸川区障害福祉計画等策定委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で暮らす全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めるため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第9項及び第10項の規定並びに江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号）により設置した江戸川区障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月江戸川区条例第39号）に基づく施策（障害を理由とする差別の解消に係るものを除く。）の進行管理及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1号から第3号までの計画の策定に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 民生・児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 障害当事者及びその家族
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者
- (9) 公募区民

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。）により、会議に出席することができる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第3項及び第7項の規定により委員会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

江戸川区障害者差別解消支援地域協議会に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に、かつ、円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定及び江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号）により設置した江戸川区障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条第1項から第3項までの規定に基づく協議等に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消に係る関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別に係る相談事例等の報告及び情報共有に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消を推進するための理解促進及び普及啓発活動に関すること。
- (5) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月江戸川区条例第39号）に基づく施策（障害を理由とする差別の解消に係るものに限る。）の進行管理及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 権利擁護関係者
- (4) 障害当事者及びその家族
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 関係行政機関
- (7) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 8 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。）により、会議に出席することができる。

（守秘義務）

第6条 委員及び前条第7項の規定により協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

令和 7 年度地域自立支援協議会 部会設置案について

	地域生活支援拠点等部会	災害時自立支援部会
目 的	2030 年度末までに、区内全域における地域生活支援拠点等の実施	障害当事者・関係者を中心に地震・水害時における 1 次避難・2 次避難・復興までを視野に入れ、生活の継続と回復についてイメージを共有し、必要な準備を行う。
内 容	障害者福祉課と連携しながら、<u>地域生活支援拠点等部会が主体的に協議を行う。</u> ・地域生活支援拠点等部会や実務者会議などによる、拠点等登録事業所間における役割や機能の理解及び情報の共有 ・拠点等事業ガイドラインに沿った緊急時の対応や流れの確認 ・対象者（8050 世帯等）のスクリーニング ・モデル地区（葛西地区）における事例等の報告又は取り組み内容の共有 ・その他必要な事項	障害者福祉課及び災害要配慮者支援課と連携しながら、<u>災害時自立支援部会が主体的に協議を行う。</u> ・緊急時避難行動についての意見交換 ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成について ・避難生活における課題などについての意見交換 ・その他必要な事項
構 成 員	・協議会委員 ・相談支援事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、重度訪問介護事業所、居宅介護事業所（行動援護）、基幹相談支援センターなど	・協議会委員 ・居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、福祉避難所、相談支援事業所
開 催	・年 4 回程度を想定 ・2025 年も継続的に設置する部会	・年 2 回程度 ・当面は、継続的に設置する部会

	【新設】相談支援部会
目 的	本区における相談支援のネットワークの構築を目的として、主任相談支援専門員や地域の計画相談支援員による事例検討や情報共有を通じて、相談支援の質の向上を図る。
内 容	2025 年度の検討事項 ・ 主任相談支援専門員や基幹相談支援センターとの連携及び情報の共有 ・ 地域生活支援拠点等部会や実務者会議との情報共有による連携や地域課題の検討 ・ 事例検討を通じたサービス提供に係る内容や相談支援の質の向上に向けた取り組みなどの検討 ・ その他必要な事項
構 成 員	・ 協議会委員 ・ 主任相談支援専門員、相談支援事業所、基幹相談支援センター など
開 催	・ 年 1 ～ 2 回程度を想定 ・ 当面は、継続的に設置する部会

各部会のスケジュール案

項目	5・6 月	7・8・9 月	10・11・12 月	1・2・3 月
地域生活支援拠点等部会	第1回 拠点等ガイドラインについて 拠点等登録事業所における登録条件について など	第2回 実務者会議等のあり方 拠点等の進捗について など	第3回 拠点等の進捗について など	第4回 拠点等の進捗について など
災害時自立支援部会			第1回 緊急時避難行動などに関する意見交換 など	第2回 避難生活における課題などについての意見交換 など
相談支援部会		第1回及び第2回 主任相談支援専門員や基幹相談支援センターとの連携及び情報の共有 事例検討を通じたサービス提供に係る内容や相談支援の質の向上に向けた取り組みなどの検討 など		

資料 4

令和 7 年 6 月 18 日
第 8 回地域生活支援拠点等部会
グリーンパレス 集会室 402
時間：10 時～11 時 30 分

次 第

1. 拠点等の展開スケジュールについて
拠点等の考え方、事業所登録等の再調整など
2. 拠点等のガイドライン（案）について
3. 各機能における登録条件（案）などについて
4. その他
 - 1) 広報チームの活動状況報告 など

以上

【地域生活支援拠点等 展開スケジュール】

資料４－２

【当初】 2025.4.23 説明会資料より

	葛西地区（モデルエリア）	東部・鹿骨・小岩地区	中央・小松川地区
令和7年4月	拠点等機能強化事業者説明会 拠点等機能事業所説明会		
令和7年4月	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所申請受付		
令和7年5月	拠点等機能事業者登録受付		
令和7年5月	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所決定		
令和7年7月	拠点等事業を江戸川区全域対象に開始	拠点等実務者会議（拠点等チーム）開始	拠点等実務者会議（拠点等チーム）開始
令和8年1月	拠点等事業実施地区整理	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所申請受付	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所申請受付
令和8年2月		拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所決定	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所決定
令和8年 4～7月		拠点等事業開始	拠点等事業開始

【地域生活支援拠点等 展開スケジュール】

＜事業の進捗にあたっての課題＞

本区の拠点等整備については、今年度は葛西エリアをモデル地区と位置づけ、拠点コーディネーターを配置することを想定している。

⇒配置可能な事業所について、申請に基づき区による事前協議を経て決定するが、その条件を明確化する必要がある。



区の決定ではあるものの、条件については協議が必要と考える。

登録に際する「一定の条件」（※資料3）を設定し、事業所に周知して登録作業を進めていく。

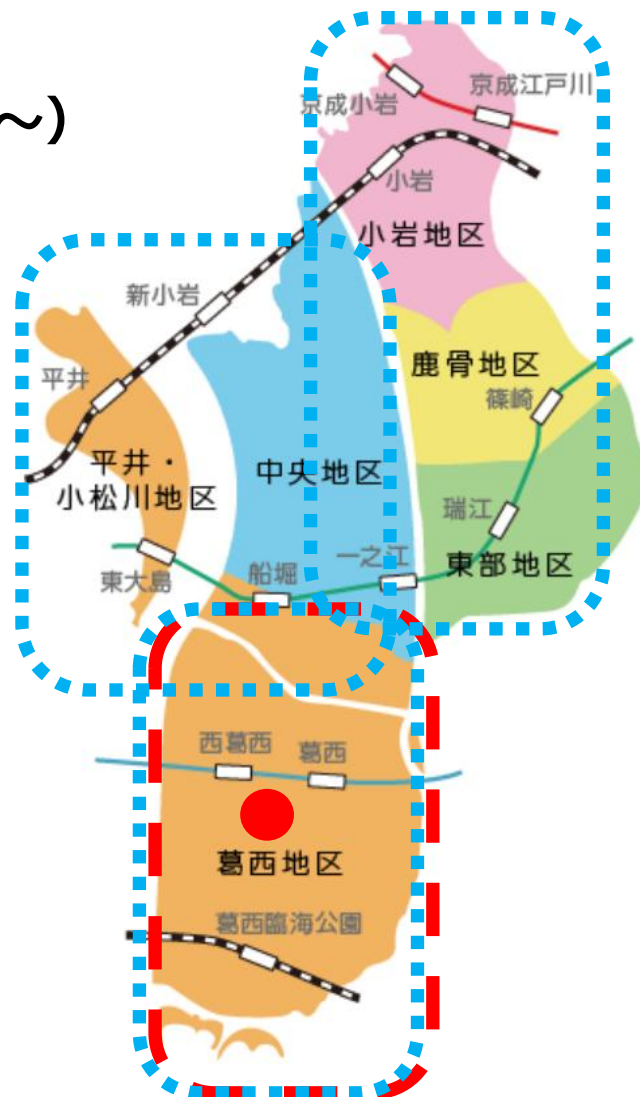


本日の部会において確認、意見を踏まえて進めていく。

今後のスケジュールについても、見直しを行う。

<参考> 拠点等の展開イメージ（2025年度～）

- ・ 1 か所のモデルエリア（葛西エリア）からスタートを予定
 - ・ コーディネーター 1 配置
(●)
-
- ・ 相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象に手挙げ事業所を登録
 - ・ 実務者会議を設け、エリア（最大3エリア／葛西、中央・小松川、東部・鹿骨・小岩）ごとに体制づくりを予定
 - ・ 対象者は、強度行動障害や8050等ケースを区とコーディネーターにより調査を実施。抽出と名簿化を進める



2025.1.27
地域生活支援拠点等部会資料を改変

【地域生活支援拠点等 展開スケジュール】

＜今後の進め方＞

「一定の条件」については、本日の部会における確認、意見を踏まえつつ、方向性に関して部会長及び副部会長、そして行政を中心に定める。



「地域生活支援拠点等ガイドライン」や「各機能別の登録に係る条件」について、区内障害福祉サービス事業所向けに周知を行い、拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所、拠点等機能事業者として登録を行うか、検討していただく。



事業所登録を開始するとともに、実務者会議についてモデル地区となる葛西エリアで開始する。

事業開始は、令和7年度下半期以降となる見込み

【地域生活支援拠点等整備にあたって】

＜「緊急時」の定義について＞

※4/23説明会後の事業所からの質問における一例

緊急時とはどこまでの範囲を指しますか。

命に関わる場合が緊急時なのか、「利用者によっては緊急」といった状況は多岐にわたると思いますが、そのあたりの線引きはどうなっていますか。（他質問のような短期入所まで至らない場合等）

拠点の対象者強度行動障害や8050等とありますが、「等」が付くと正直範囲が分かりません。

現在福祉サービスの利用が無く、計画相談にも繋がっていないケースで、今後福祉サービスの利用の可能性があったり、親亡き後の支援の必要性がある人を対象として登録した方に対して支援をするという考えで宜しかったですでしょうか。その場合計画相談支援の立場だと基本相談を受け入れるというイメージになるのですが、間違いないでしょうか。

拠点登録を行い福祉サービスに繋がった場合は普通に計画相談が入るかと思います。

なので、福祉サービスを利用して計画相談が入っているケースも対象と考えてもよろしいのでしょうか。そうすると現在の支援との違いが分かりません。

親亡き後で緊急だったりと言うケースは地域で支えるだけのサービスが足りない事、地方の短期入所や施設入所支援等を活用しているケースは行政が一番把握しており、その地域で支えると言っても社会資源の課題によってニーズに答えられない事も理解しているかと思います。と考えると面的整備の意味がわかりません。

【地域生活支援拠点等整備にあたって】

<「緊急時」の定義について>

- ・地域生活支援拠点等事業の目的とは、障害児・者の障害の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること、とされている。



- ・地域移行も含め、様々な場面や状況が想定される中で、「緊急時の対応」といったことも求められている。
- ・「緊急時」にも様々な場面や状況があり、個々によって異なることも考えられる、主な事象としては次に掲げるようなことがある、と考えている。

【地域生活支援拠点等整備にあたって】

＜「緊急時」の定義について＞

- ・ 養護者等の突発的な事故や体調悪化による緊急事態

例) 養護者等の病気やけがによる介助者の不在 など

- ・ 養護者等の不在による緊急事態

例) 冠婚葬祭、養護者等の死亡 など

- ・ 地域生活における緊急の支援が必要となる事態

例) 単身生活をしている障害者が、障害の特性に起因して緊急事態
(パニックや状態の急変) に陥り、支援が必要となる など



どれも「緊急事態」に変わりはないが、生活支援拠点等の整備を進めていくにあたっては、今後も地域自立支援協議会をはじめ、地域生活支援拠点等部会、相談部会などにおいて、地域での支援ネットワークの構築や事例を通じた検討の中で、対応の実践に向けた準備と整備が必要となる。

【地域生活支援拠点等整備にあたって】

<「緊急時」の定義について>

●養護者等の突発的な事故や体調悪化による緊急事態

⇒サービス利用がある（計画相談につながっている）場合でも、緊急時対応が困難なケースが生じている実態がある。

8050ケース（養護者がひとりしかいない）など

⇒平時から、拠点コーディネーターや事業所間において、改めて協議を行い、情報の整理や対応の想定を行うべき世帯がある。



本区の取組としては、当面においては上記のような「緊急事態」に、平時から備えることから始める。その後、地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等部会、実務者会議などを通じてそのほかの緊急事態やサービス未利用者への対応について、実績をもとに検証し取り組んでいくこととする。

6/10 時点案

(一部、抜粋)

資料 4-3



ともに、生きる。
江戸川区

江戸川区地域生活支援拠点等事業ガイドライン

江戸川区福祉部障害者福祉課

令和 7 年 月

1 はじめに

(1) 地域生活支援拠点等事業の目的とは

地域生活支援拠点等事業とは、障害児・者の障害の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としています。

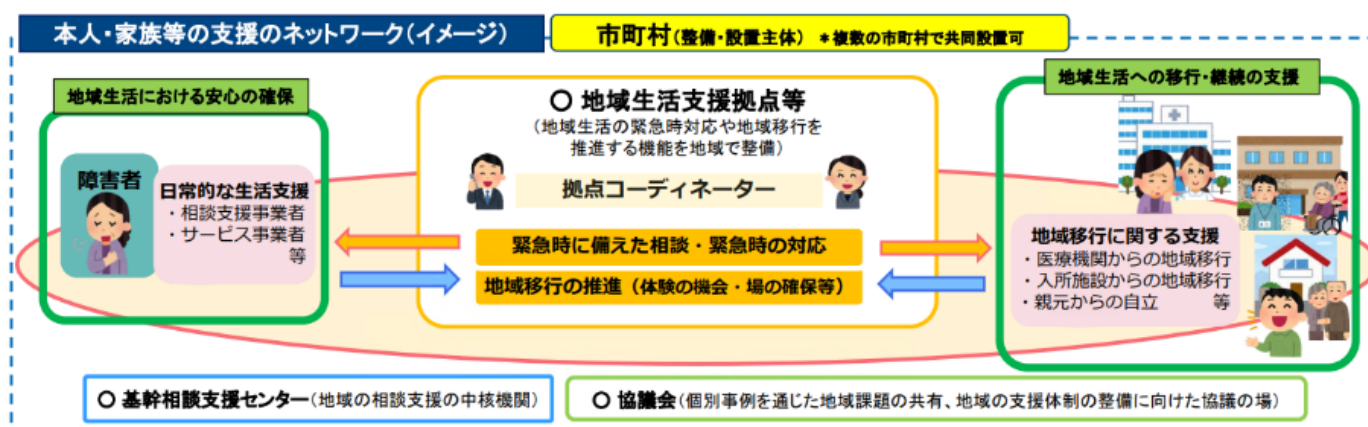
地域生活支援拠点等の主な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成があります。

本区では、地域全体で障害児・者を支えていくため、これらが十分機能するよう拠点コーディネーターを中心に、基幹相談支援センター、相談支援事業所、短期入所施設、グループホーム、各サービス事業所といった地域資源が連携しながら、地域生活支援拠点等事業を進めていきます。

(2) 対象者

障害種別に関わらず、障害のある方全てが対象となります。

その中でも、家族が入院などにより不在となった時に、障害のある本人だけでは生活を維持することが出来ない場合や、地域で受け皿となる施設等が見つからない強度行動障害や医療的ケアのある方への支援等について、体制を整えていきます。



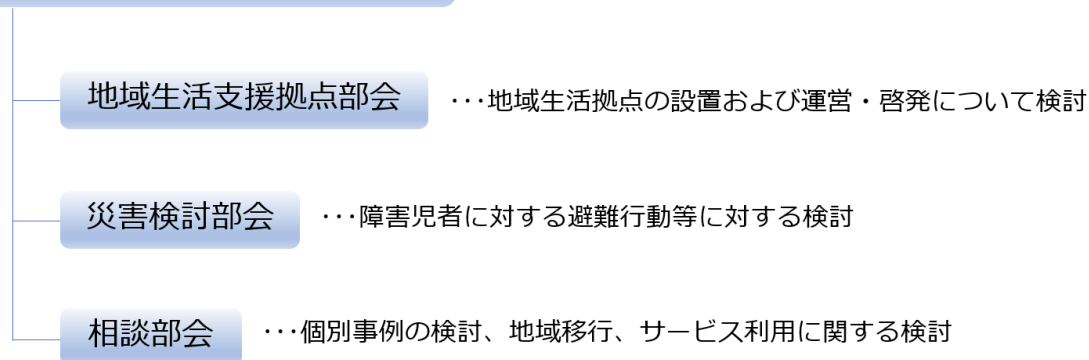
【出典】厚労省：地域生活支援拠点等の整備について

(3) 地域自立支援協議会と地域生活支援拠点等の整備イメージ

障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に地域自立支援協議会を開催します。地域自立支援協議会及び各部会、実務者会議などの中で、地域生活支援拠点等事業の運用状況について把握し、具体的な事例検討を行い、課題検討を通じて地域課題の明確化と課題解決に向けた方策検討を行います。

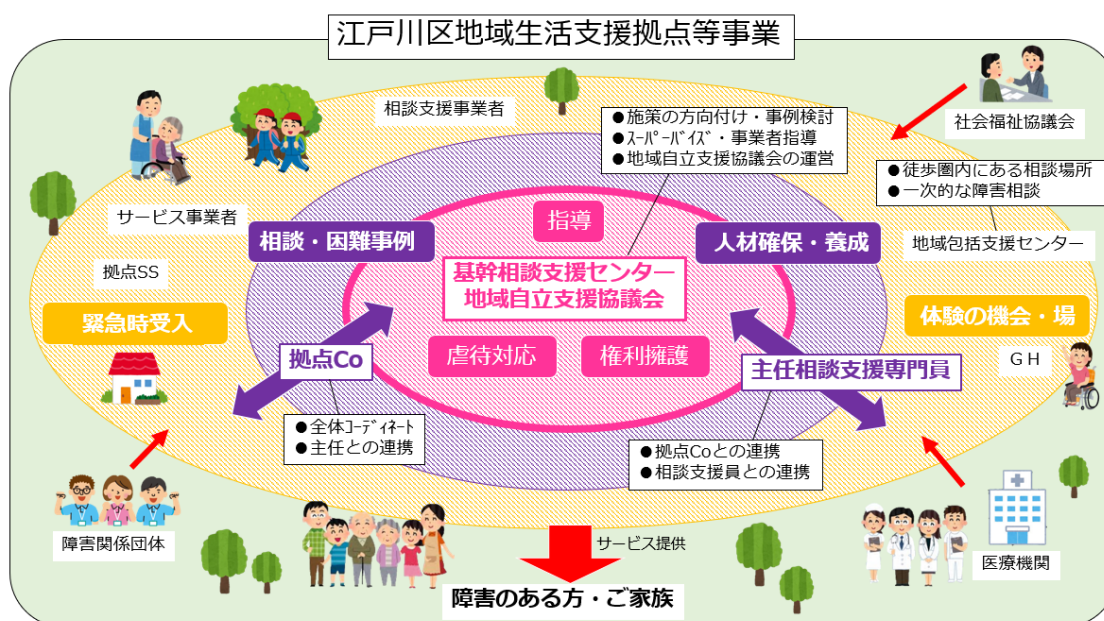
<地域自立支援協議会の全体図>

地域自立支援協議会



※相談部会は、令和7年度より実施します。

<地域生活支援拠点等の整備イメージ>



(4) 地域生活支援拠点等の機能

機能	内容
① 相談	平時から緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ対応	短期入所事業等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急時における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場	障害者施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行う体制の確保や人材養成を行う機能

2 地域生活支援拠点等における各主体の役割

(1) 拠点等コーディネーター

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、平時から地域における関係機関とのネットワークを形成するとともに、緊急時に支援が見込めない世帯について、関係機関等を通じて把握し、関係者間での情報共有体制の構築を推進します。

その他、入院・入所からの地域移行支援の活用に向けた動機付け支援や相談支援専門員への支援、基幹相談支援センターと連携しての地域自立支援協議会等における事例検討など、障害者を地域で支えるための体制づくりにおける中心的な役割を担います。

【具体的な役割】地域のネットワーク構築、地域づくりのための各種企画・運営、人材育成・指導、困難事例対応、地域生活への地域移行支援など

(2) 主任相談支援専門員

相談支援体制の強化と地域づくりの推進役として、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担い、拠点コーディネーターや地域の相談支援専門員など関係機関との連携を推進していきます。

地域生活支援拠点等事業においては、相談と人材育成のスーパーバイザーとして、特に困難事例への対応に関わりながら、地域の相談支援専門員への指導・助言を実施していきます。

【具体的な役割】利用者への相談支援、地域づくりのための各種企画・運営、人材育成・指導、困難事例対応、相談等、拠点等としての各機能（計画相談支援、入所調整等）など

参考：

主任相談支援専門員の役割と責務



参考：主任相談支援専門員配置加算要件

国から示されている項目	今後（令和7年度以降）
① 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である。	・ブラッシュアップ研修の企画等に参画 ・地域生活支援拠点等の「相談機能」の登録 ・その他、中核機関を担う機関として認める事業への協力
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	・支援に必要な定期的な会議の開催
③ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。	・新採用職員への研修
④ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。	・全ての相談支援専門員に向けての指導・助言
⑤ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。	・ブラッシュアップ研修の企画等に参画 ・研修のファシリテーター等の中心的な役割を担う
⑥ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。 （市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が実施する取組について協力している。）	・ブラッシュアップ研修の企画等に参画 ・東京都初任者研修実習に対応する ・東京都現任研修実習対応に対応する
⑦ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対して上記②～④に該当する業務を実施している。 （主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）においては任意。ただし、その場合であっても、自事業所に他の職員が配置されていない等、②～④を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。）	・地域生活支援拠点等の「人材育成機能」に登録 ①定期的な会議の開催 ②新採用職員への研修 ③相談支援専門員への指導・助言

（3）拠点等の登録事業所

地域生活支援拠点等を担う事業所は、実施する機能について、拠点コーディネーター、主任相談支援専門員と連携しながら対応します。

基本的には、連携しながら対応するための担当者（以下、連携担当者）を配置し、円滑な情報共有や対応が行えるよう、事業所内に体制を作ります。

※連携担当者は、事業所に置くべき人員を超えて配置する必要はなく、事業所間や関係機関等との情報連携（緊急時を含む）を行う人員を明確化することを意味します。

【具体的な役割】利用者への直接支援、登録した各機能（計画相談支援、入所調整、緊急時の受入・対応、体験の機会・場の提供）など

（4）区（基幹相談支援センター）

地域生活支援拠点等事業を円滑に進める上で、地域自立支援協議会及び各部会の運営を行うとともに、拠点等コーディネーターと連携しながら、困難事例等に対する後方支援を行います。

特に、権利擁護や虐待対応については、地域生活支援拠点等における各主体とともに、区が中心となって全体調整及び支援を行います。

また、専門的人材の育成に関しても、地域の社会資源との連携基盤の支援や、地域の支援をスーパーバイズする立場として、日常的な助言や事例検討等を通じて進めていきます。

【具体的な役割】地域自立支援協議会運営、障害支援区分認定、支給決定、権利擁護、事業者指導、入所調整（広域的な調整）、やむを得ない事由による措置など

3 各機能について

（１） 相談

緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、24 時間 365 日の連絡体制を確保し、障害者の状況に応じた緊急事態等に必要な相談支援を行います。

<各機関の役割>

機関名	役割
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・ 緊急時のサービス利用を調整します。 ・ 緊急事態の発生を予防するための事前調整を行います。 ・ 相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、拠点等コーディネーターに後方支援を依頼します。 ・ 平時から相談支援を通じて、緊急時に支援が見込めない世帯の把握を行い、一定の条件等に基づき、拠点等利用者として事前登録をします。 ・ 関係者会議（例：相談部会）等の中で報告、情報共有をし、対応方法について検討します。

区（基幹相談支援センター）	・ 必要に応じ、拠点コーディネーターや相談支援事業所等と連携して支援を行います。 ・ 基幹相談支援センターの専用ダイヤルにて、生活上の不安や悩み、障害福祉に関するサービスについての各種相談を受け付けます。 ・ 障害のある方への虐待やその疑いがあった場合に、24 時間障害者虐待通報ダイヤルにて通報を受け付けます。
---------------	--

（２）緊急時の受け入れ対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

<各機関の役割>

機関名	役割
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・ 対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じて、短期入所等のサービス利用を調整します。 ・ 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、状況に応じた支援を行います。 ・ 対象者が障害支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、拠点等コーディネーターを通じて、区（基幹相談支援センター）に相談します。
区（基幹相談支援センター）	・ 必要に応じ、拠点等コーディネーターや相談支援事業所等と連携して支援を行います。 ・ 虐待対応や区外施設の利用等の調整が必要な場合は、区が中心となって全体調整及び支援を行います。

短期入所事業所 日中活動系サービス事業所 訪問系サービス事業所 医療機関	・ 緊急受入対応の要請があった場合、連携担当者を中心に拠点等として実施する機能について、拠点等コーディネーター、主任相談支援専門員と連携しながら、受入等について調整、対応します。
---	---

(3) 体験の機会・場

緊急時に支援が必要な世帯として、事前登録をした世帯については、積極的に体験入所等の機会を提供します。また、障害福祉サービスを利用していない世帯については、機会を捉え、サービスの利用可否を検討し、必要に応じて情報提供をします。

<各機関の役割>

機関名	役割
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・ 病院や施設からの地域移行や親元からの自立、グループホームから地域への自立などの相談があった場合、必要に応じて障害福祉サービスの体験利用の調整を行います。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	・ 体験利用の要請があった場合、関係機関と連携しながら対応します。

(4) 専門的人材の確保・養成

研修会や事例検討、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）等を通じて、医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方、重度化・高齢化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。また、地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等部会、実務者会議などに参画し、拠点コーディネーターや他の事業所とともに地域生活支援拠点の推進などについて、情報共有や協議することにより専門性を高めることも求められます。従って、登録事業所すべてにおいて必要な機能であり、またこの機能のみで拠点等事業所としての登録を行うことはできません。

<各機関の役割>

機関名	役割
区（基幹相談支援センター）	・ 障害福祉に係るスーパーバイザーとして、拠点コーディネーター、主任相談支援専門員と連携しながら、事例検討や研修を行います。また、多職種連携の観点を踏まえ、地域の人材が互いに補完し合えるネットワーク化を進めていきます。
拠点等登録事業所	・ 研修会や事例検討、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）等を通じて、医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方、重度化・高齢化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。

4 緊急時の対応

（１） 「緊急時」の定義

地域生活支援拠点等事業における「緊急時」の定義は以下のとおりです。

「介護者の急病による入院や死亡等により支援者が不在となる状況にあって、障害児・者の支援が出来ず、日常生活の継続が極めて困難な状況又は障害者虐待等の急迫した状態と判断されるもので、一時的に保護が必要な状況」

※今後、地域生活支援拠点等の整備における進捗や地域自立支援協議会等における検討などにより、定義が順次見直される可能性があります。

（２） 事前登録

【利用者】

介護者の急病による入院や死亡等により支援者が不在となる場合や当事者の状態変化等により緊急時の対応が困難な世帯については、緊急時の支援に必要な情報をあらかじめ収集する必要があります。

事前登録は、拠点等登録事業所などを通じて収集した情報をもとに、拠点等コーデ

ィネーターとの面談等を通じて、緊急受け入れ時に必要な当事者の情報（生活環境、障害特性、服薬状況、アレルギー有無等）及び親亡き後を見据えた本人・ご家族等の将来への意向を把握し、緊急時の支援に役立てます。事前登録で得た情報は個人情報保護法に基づき、取り扱うこととなります。

なお、事前登録がされていない当事者も緊急受け入れの対象となりますが、相談支援事業者や普段利用している事業所等がある場合は、緊急受け入れ時に必要な当事者の情報を拠点等コーディネーターへ提供してもらう場合があります。

事前登録の手続きは、拠点等コーディネーターが中心となって行いますが、支援が必要な世帯を広く把握するため、相談支援事業所やサービス提供事業所等から利用者に対して事前登録の啓発をお願いします。

ただし、事前登録は緊急時の受け入れを確約するものではなく、あくまで本人への支援時に役立てるための制度ですのでご注意ください。

<事前登録の流れ>

1. 申請書の作成・提出

緊急時の支援が必要な方は「(仮) 地域生活支援拠点等申請書兼同意書」に必要事項を記入し、計画相談等を利用している場合は、相談支援員などを通じて拠点コーディネーターに提出してください。

2. 緊急時支援名簿の作成

拠点等コーディネーターは、申請者からの情報を踏まえ、緊急時支援名簿を作成します。作成にあたり、対象となる個人情報、住所、氏名等の基本的な情報のほか、サービスの利用状況や配慮する点など、緊急時の受け入れ対応に必要な情報となります。得た情報は個人情報保護法に基づき、厳重に取り扱います。

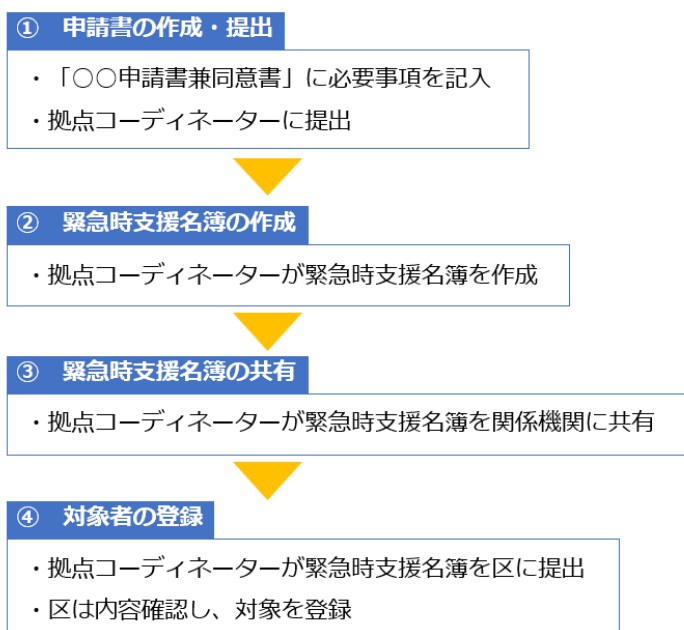
3. 緊急時支援名簿の共有

拠点等コーディネーターが作成した緊急時支援名簿を基に、必要な関係機関と情報共有し、各機関の役割分担や留意点を整理します。必要に応じ、担当の相談支援専門員がサービス等利用計画書を見直します。

4. 対象者の登録

拠点等コーディネーターは作成した緊急時支援名簿を区に提出します。区は内容を確認し、対象者の地域生活支援拠点等への登録をします。

＜事前登録フロー＞



【事業所】

地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所として区に登録を行うことで、加算を算定できる場合があります。**なお、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届け出があったことのみをもって加算を算定することは認められません。**

また、登録にあたっては、基本的に連携しながら対応するための担当者（以下、連携担当者）を配置し、円滑な情報共有や対応が行えるよう、事業所内に体制を作っていただきます。

※連携担当者は、事業所に置くべき人員を超えて配置する必要はなく、事業所間や関係機関等との情報連携（緊急時を含む）を行う人員を明確化することを意味します。

＜事前登録の流れ＞

1. 事前協議

登録にあたっては、区は書面による確認若しくは事業所と事前に協議し、要件や内容、加算を活用した整備の方向性を確認します。区が登録を認めた場合、次の手順に進みます。

2. 運営規程への規定

地域生活支援拠点等事業の登録事業所として、求められる対応や機能を実施し、加算を請求する場合には、事業所として地域生活支援拠点等の機能を担うことを運営規程に明示する必要があります。各事業所の所定の手続（法人等における意思決定）を経て、運営規程にその旨を記載してください。

※「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」とともに、変更後の運営規程の写しを、指定事務を行う自治体に提出する必要があります。

3. 区への届出

事前協議により区と合意形成が図られた後に、以下の届出書類を提出します。

- ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
- ② 変更後の運営規程の写し

4. 区からの通知

区は提出された届出書を確認し、内容に不備等がなく、事前協議の内容が反映されている場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付ける旨の通知をします。なお、届出事業所については、区のホームページ等で公表します。

また、区からの通知を受けて、東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室に必要書類を提出してください。

（３） 緊急時の流れ

＜緊急時支援名簿のある方＞

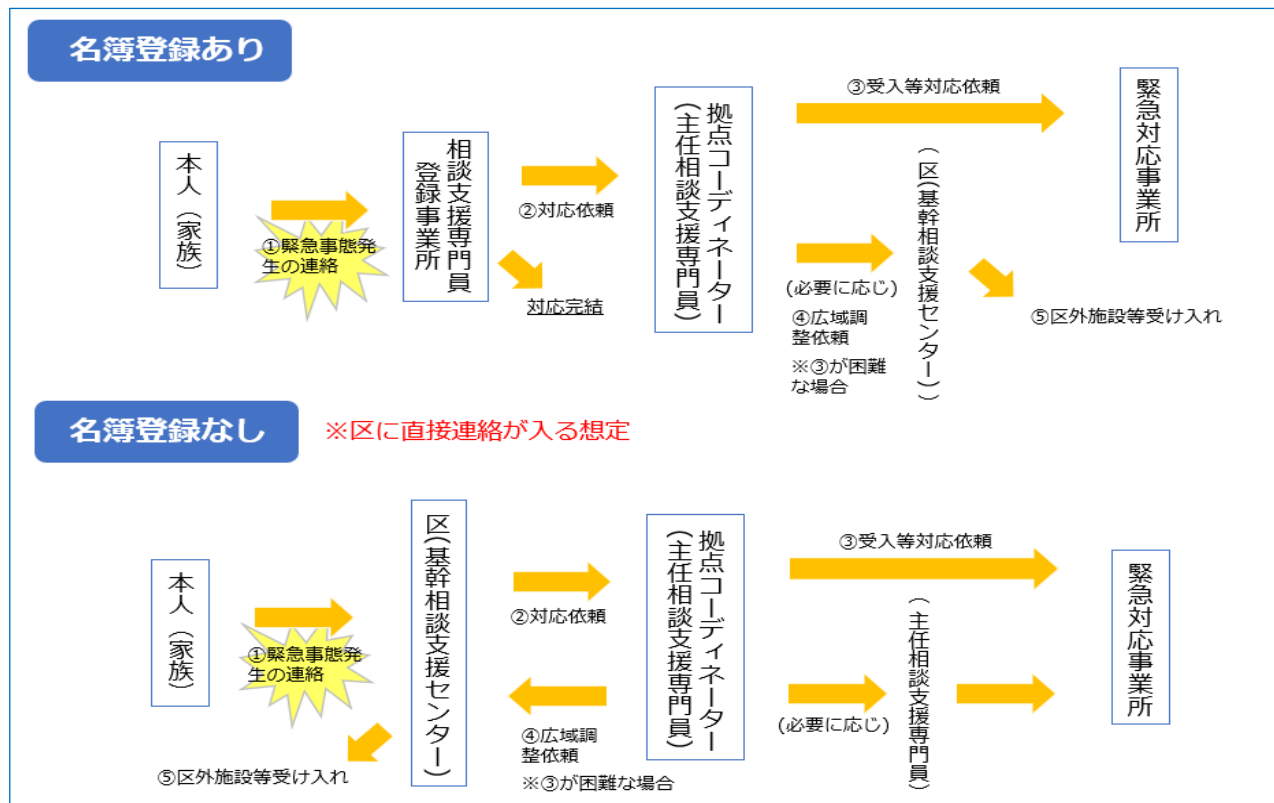
1. 緊急事態であることを担当の計画相談を担当する相談支援専門員や利用中のサービス事業所に連絡します。
2. 連絡を受けた担当の計画相談を担当する相談支援専門員やサービス事業所に対応します。
- ① 緊急時の受け入れ先の確保が困難な状況等で対応が出来ない場合は、拠点等コーディネーターに連絡し、緊急対応可能な事業所等を確保するため連携して対応を行います。

※ 担当の計画相談を担当する相談支援専門員やサービス事業所のみで緊急時対応をした場合は、対応状況を事後に拠点等コーディネーターに報告します。

＜緊急時支援名簿のない方＞

1. 緊急事態であることを区（基幹相談支援センター）に連絡します。
2. 区（基幹相談支援センター）は拠点等コーディネーターに対応を依頼します。
3. 拠点等コーディネーターは主任相談支援専門員等と連携の上、緊急対応可能な事業所等を確保します。拠点等コーディネーターのみでの対応が困難な場合には、区（基幹相談支援センター）と連携を図りながら、広域的な調整等を行います。

＜緊急時の対応フロー＞



※ 「担当の相談支援専門員がいる」かつ「名簿登録なし」の場合は、担当の相談支援専門員に対応を依頼します。担当の相談支援専門員は「名簿登録あり」のフローに沿って対応します。

各機能別の登録に係る条件（案）

各機能別の登録に係る条件については、サービス種別を問わず平時から拠点等コーディネーターや主任相談支援員、関係機関等との協議を行う、又は緊急時には対応調整を行う担当者（連携担当者）の配置を必須とする。

但し、配置にあたっては1名を追加することには限らず、既に人員として配置されている中で明確化することでの対応も可能とする。

※拠点等の登録後に、実績に基づき加算報酬等の請求を行う条件とは一致するものではないことに留意すること。

なお、以下の項目については、各機能の登録に係る条件の共通項目とする。

- ・ 平時 から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークを構築するため、情報共有や協議を行うとともに、実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・ 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会、各種研修への参加等）

1. 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。

【登録に係る条件】

- ・ 利用者等から緊急時の対応の要請があった場合、速やかに必要な情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること。
- ・ 平時から相談支援を通じて、緊急時に支援が見込めない世帯の把握を行い、一定の条件等に基づき、拠点利用者としての事前登録に向けた働きかけを行うこと。
- ・ 平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークを構築するため、情報共有や協議を行うとともに、実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・ 障害のある方やその保護者、介護者からの生活全般に関する相談に対応していること。
- ・ 必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助ができること。
- ・ 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会、各種研修への参加等）

2. 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

【登録に係る条件】

<短期入所>

- ・ 枠の空きがあれば、当日の相談であっても支援できる体制にあること。
- ・ 利用実績のない利用者に対しても支援できる体制にあること。

（強度行動障害や医療的ケア等は要相談としても差し支えない）

- ・土日、祝日、夜間も受け入れできる体制にあること。
- ・平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークの構築に向けて、情報共有や協議を行い、且つ実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会や各種研修への参加等）

＜居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護＞

- ・相談支援事業所等からの要請を受けてから 24 時間以内に支援できる体制にあること。
- ・平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークの構築に向けて、情報共有や協議を行い、且つ実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会、各種研修への参加等）

＜生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援＞

- ・平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークの構築に向けて、情報共有や協議を行い、且つ実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会、各種研修への参加等）

＜自立生活援助、地域定着支援＞

- ・緊急時の要請に基づき、速やかに訪問等の支援できる体制にあること。
- ・平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークの構築に向けて、情報共有や協議を行い、且つ実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会、各種研修への参加等）

3. 体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

【登録に係る条件】

＜生活介護、自立訓練（機能、生活）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、地域移行支援＞

- ・体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制にあること。
- ・平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークの構築に向けて、情報共有や協議を行い、且つ実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会、各種研修への参加等）

＜施設入所支援＞

- ・体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制にあること。
- ・居宅で生活する障害者の緊急時の宿泊場所や入所施設、病院、親元からの地域移行に向けた一人暮らし、グループホーム等の体験的宿泊利用の機会を提供するための居室を確保できること。
- ・平時から、拠点コーディネーターや主任相談支援専門員、拠点登録事業所などと地域ネットワークの構築に向けて、情報共有や協議を行い、且つ実務者会議など関連する会議等に参画すること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。（実務者会議や事例検討会や各種研修への参加等）

4. 専門的人材の確保・養成

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する機能。

例えば、

- ・江戸川区地域生活支援拠点等部会や実務者会議などに参加していること。
- ・事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること。具体的には、事例検討会や各種研修への参加等により、職員の専門性を高めるとともに地域におけるサービス提供の質の向上を図ることである。この機能はすべての事業所に求められるものであり、従ってこの機能のみをもって拠点登録を行うことはできない。

拠点機能強化事業所及び拠点コーディネーターの要件(基準)

1. 拠点機能強化事業所

拠点コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点として位置づけられている事業所。

【登録に係る条件】

次の要件を満たしていること。

計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」という。）を同一の事業所で一体的に運営していること。

2. 拠点コーディネーター

平時から、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における関係機関とのネットワークを形成し、地域で暮らす障害者及び緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行を推進する。また、緊急時などにおいて地域の相談支援専門員への支援を行う。

【登録に係る条件】

- ① 地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等部会、実務者会議への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者。
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者。
- ③ 拠点コーディネーター業務の専任となり、その他の業務との兼務はできない。
- ④ 平時からの相談として、基幹相談支援センターや関係機関、地域の主任相談支援員と連携し、指定特定相談支援事業所等をバックアップする体制を明確にすること。
- ⑤ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所等が見つからない等、対応に苦慮する場合には指定特定相談支援事業所等からの相談にも応じ、バックアップする体制を明確にすること。

第 7 期江戸川区障害福祉計画・第 3 期江戸川区障害児福祉計画の

成果目標 実績報告

成果目標（１） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（ア）福祉施設の入所者数

令和 4 年度（2022 年度）末の福祉施設入所者数は 426 人でした。待機者数は増加しており、それに伴い福祉施設入所者も増えています。

令和 8 年度（2026 年度）末の福祉施設入所者数 428 人を目標とした。区の実情である障害者本人及び家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能を強化するとともに入所施設の専門的支援については、真に必要とする方のニーズを勘案して定めます。

令和 4 年度 (2022 年度) 末 (実績値)
426 人

第 6 期	
令和 6 年度 (2024 年度) 末 (実績値)	令和 8 年度 (2026 年度) 末 (目標値)
428 人	428 人

（イ）地域生活への移行者数

令和 4 年度（2022 年度）末の福祉施設入所者 426 人のうち、ご本人の状態により、グループホーム等への移行が可能と思われる方が 26 人います。その 26 人の方を令和 8 年度（2026 年度）末までに地域生活へ移行することを目標とした。本人や保護者の意向を考慮し、入所施設等の事業者と協力してグループホーム等への移行支援を行います。

第 6 期	
令和 6 年度 (2024 年度) 末 (実績値)	令和 8 年度 (2026 年度) 末までに (目標値)
2 人	26 人

【成果の分析】

令和 6 年度末までに自宅またはグループホームへ 2 人の地域移行を行った。高齢化、重度化は進んでおり、地域移行が困難な方が増えている。

一方で、地域生活支援拠点等の進捗により、その目的にひとつである地域移行についても進めていく必要がある。

成果目標（２） 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針で示されている目標値については、都道府県にて定めることとされておりますが、区では国や都と連携を取り、目標を定めて各種サービスの充実等により、引き続き、入院中の精神障害者の地域移行の促進に努めていきます。

精神障害の特性に配慮した支援体制を確立していくため、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年２回開催しています。

内容として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

精神障害者の各サービスの目標値

	参考		
	令和４年度 (2022年度) (実績値)	令和５年度 (2023年度) (実績値)	令和６年度 (2024年度) (実績値)
地域移行支援	31人	29人	13人
地域定着支援	98人	100人	77人
共同生活援助	317人	351人	331人
自立生活援助	96人	88人	84人

第７期
令和８年度 (2026年度) (目標値)
14人
88人
337人
56人

【成果の分析】

精神科への長期入院患者の地域移行支援（退院に向けた支援）サービス提供数は令和５年から令和６年にかけて半減している。各種サービスの充実により、退院後も安定した生活を送るための体制が整備されつつあるが、地域移行支援サービスに繋がるまでの動機づけ支援が今後の課題と考える。引き続き「再入院しない」「いつでも戻れる地域づくり」を目指し、官民が協働して精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの整備に取り組んでいく。

成果目標（３） 地域生活支援の充実

令和８年度（2026年度）末までの間に、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、地域生活支援拠点等を整備することを目標に掲げている。令和６年度は地域生活支援拠点等部会を設置し、計７回開催して考え方の整理や相談等のフロー、さらには各事業所への周知と理解の促進に向けた取り組みを実施した。令和７年度は、拠点等事業所の登録を開始し、葛西地区をモデル地区として実務者会議などを開催し、さらなる整備を進めていく。

成果目標（４） 福祉施設から一般就労への移行等

（ア）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和８年度（2026年度）中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を

令和3年度実績(125人)の1.31倍以上とすることを目標とした。

	第7期	
	令和6年度 (2024年度) (実績値)	令和8年度末 (2026年度末) (目標値)
令和3年度末 (2021年度末) (実績値)	143人	125人
96		

(イ) 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち就労定着支援事業の利用者数が令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とすることを目標とした。

	第7期	
	令和6年度 (2024年度) (実績値)	令和8年度末 (2026年度末) (目標値)
令和3年度末 (2021年度末) (実績値)	201人	158人
112人		

(ウ) 就労定着支援事業の就労定着率

令和8年度(2026年度)中に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とした。

	第7期	
	令和6年度 (2024年度) (実績値)	令和8年度末 (2026年度末) (目標値)
令和3年度末 (2021年度末) (実績値)	60% (6施設/10施設) 2割5分以上	70%以上 2割5分以上
5施設/9施設 2割5分以上		

【成果の分析】

福祉施設から一般就労への移行者数の令和6年度の実績が143人であった。

新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を達成できなかった年が続いていたが、障害者雇用促進法の法定雇用率改正により増加したと思われる。

成果目標(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とした。

今後は、区の地域共生社会の実現に向けた「ミニ区役所構想」と呼応した基幹相談支援センター体制を整備し、相談対応強化に取り組んでいく。

また、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等に向けては、令和7年度より地域自立支援協議会において「相談支援部会」を設置し、主任計画相談支援員や基幹相談支援センターとの連携及び情報の共有などにより、相談支援体制の充実・強化を図っていく。

成果目標（６） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目標とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目標とした。

令和６年度(2025 年度)について、ブラッシュアップ研修を９回実施して 678 人が受講しました。なお、令和７年度も継続して実施していく予定。

成果目標（７） 障害児支援の提供体制の整備等

（ア）児童発達支援センターの設置

国では、令和８年度（2026 年度）末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１ヵ所以上設置することを基本としている。

本区では、令和２年(2020 年)４月１日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設し、令和６年度末までに「篠崎児童発達支援センター」「葛西児童発達支援センター」を開設した。また、新たに「小岩児童発達支援センター」を令和８年度に開設できるよう準備を進めている。

（イ）保育所等訪問支援の充実

国では、令和８年度（2026 年度）末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としている。

区内児童発達支援センターにおいても、令和６年度には計 21 園に訪問支援を実施し、対象児童は延べ 454 人となっている。

（ウ）重症心身障害児を支援する事業所の確保

国では、令和８年度（2026 年度）末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも１ヵ所以上確保することを基本としている。

令和７年度（2025 年度）４月現在で、区内に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は 8 か所あり、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は 6 か所となっている。

（エ）医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関する

コーディネーターの配置

国では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としている。

本区においても、江戸川区医療的ケア児コーディネーターを江戸川区立希望の家に配置し、多職種連携を実現するためのパートナーシップを構築するために、地域に必要な資源等の開拓と情報共有に関する取り組みを行っている。

また、令和６年度には「江戸川区医療的ケア児支援関係機関連携会議」を２回開催し、医療的ケア児の現況の確認やインクルーシブ教育、災害時の支援などについて、情報共有を行った。

令和 7 年度 障害者福祉施策の概要

障害者福祉予算額 313 億 6,477 万円（令和 6 年度 273 億 5,950 万円）
前年度比 +40 億 527 万円（約 14.6%増）

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています
今年度の障害者福祉に係る予算の主な内訳は、以下のとおりです

- 1 障害者手当等支給経費 《 27 億 810 万円 》
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当の支給など
- 2 障害児支援給付等経費 《 47 億 6,791 万円 》
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の経費
- 3 自立支援給付経費・地域生活支援事業経費 《 177 億 5,661 万円 》
介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業（手話通訳、移動支援、巡回入浴、福祉タクシー券の給付、民間福祉施設への助成、住まいの改造助成等）など
- 4 難病等対策事業経費・公害健康被害補償事業経費 《 8 億 7,005 万円 》
難病患者等居住生活支援事業費、小児慢性特定疾病児童支援事業費、補償給付費等
- 5 審査会関係経費 《 1,917 万円 》
障害認定審査会の運営経費
- 6 社会福祉施設費等 《 40 億 9,715 万円 》
障害者施設の運営費、維持管理費等
- 7 就労支援関係経費 《 6,204 万円 》
みんなの就労支援センター助成費、江戸川ビアプロジェクト事業費等
- 8 心身障害者福祉事務経費等 《 10 億 8,374 万円 》
心身障害者福祉事業費及び事務費、職員の給与費・旅費・消耗品費等

主な取り組み

- 1 小岩児童発達支援センター（新規）
小岩育成室の機能を拡充し、児童発達支援センター化するため、令和 8 年 4 月開所に向けた準備（改修、事業者選定等）を行う
- 2 障害福祉サービス事業所等研修費用助成事業（新規）
障害福祉サービス事業所職員のスキルアップ及び就業者増加のため、重度訪問介護等に係る資格取得の研修費用に対する助成を行う。
- 3 就労困難者に対する相談体制の拡充及び訓練事業補助（拡充）
就労困難者に対する相談体制を強化し、就労訓練を実施する事業所の開拓を行うとともに、実施する事業所の補助を行う。

令和 7 年度 精神保健対策の概要

江戸川区健康部保健予防課

精神保健対策予算額 4 億 6 千 1 5 0 万円 1 千円（6 年度 4 億 8 千 939 万 5 千円）
前年度比 2 千 789 万 4 千円（6.0%減）

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています。

今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです。

1. **精神保健相談費 《 2 千 1 8 8 万 8 千円 》**
講演会等の普及啓発事業、高次脳機能障害者相談支援事業委託 など
2. **社会復帰指導費 《 3 億 8 千万 2 2 0 万 7 千円 》**
社会復帰施設への運営費等補助事業、精神障害者の生活や社会復帰支援に係る委託料、心の交流スポーツ大会の実施、など
3. **社会復帰施設等維持補修費 《 3 6 6 万円 》**
障害者施設の維持管理経費 など
4. **社会復帰施設等整備費 《 5 千 3 7 4 万円 6 千円 》**
地域活動支援センターかさいの大規模修繕 電気設備工事など

主な取り組み

1. **精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築**
精神障害の特性に配慮した支援体制を確立していくため、地域の精神科医療機関や障害者支援事業所、行政機関等の関係者による精神保健福祉協議会等を開催
国が推進する「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、長期入院患者の退院促進、精神障害者が暮らしやすい地域社会の整備を推進
2. **普及啓発事業**
精神障害をより多くの方に知っていただくため、精神保健講演会、不動産業者及び利用者に向けた「一人暮らし講演会」などを開催
3. **社会復帰施設の充実**
地域活動支援センターなどの強化を行い、社会資源の充実を図る
4. **障害者の活躍推進と社会復帰へ向けた取り組み**
ピアサポーター支援事業を通し、障害者が活躍できる環境を整え、社会復帰の支援強化を図る

熟年相談室（地域包括支援センター）における障害相談の実施について

<実施内容>

- ・区内にある熟年相談室において、身近な障害相談を受け付けることができる体制を整備する
- ・令和7年度は最大3か所での実施を予定しており、令和7年7月以降順次進めていく

熟 年

- ①総合相談支援事業
- ②権利擁護事業
- ③包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ④介護予防ケアマネジメント

社会福祉士、保健師、
主任介護支援専門員 など

熟 年 相 談 室



+

障 害

機能追加

- ・各種手続の相談
- ・生活にかかる相談
- ・サービスにかかる相談
等の“一次相談窓口”

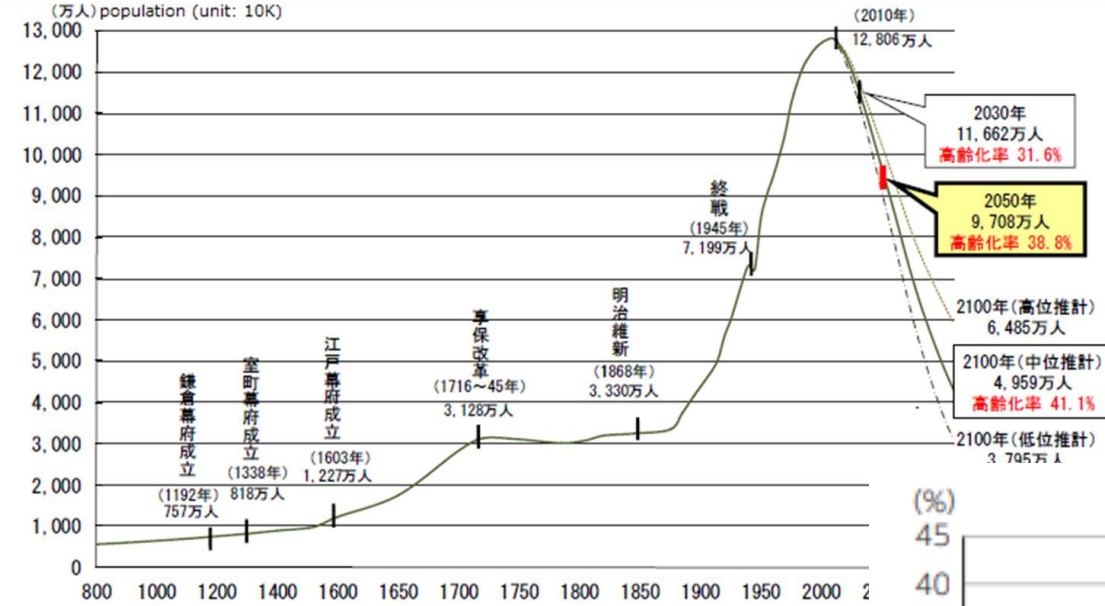
障害相談員 1名

介護と障害の“身近な相談窓口”を設置し、区民サービスの向上を目指す

No	議事項目	意 見
1	拠点等の展開スケジュールについて 拠点等の考え方、事業所登録等の再調整など	スケジュールの再調整は賛成。資料にある「養護者」を「支援者」と表現すべき。
		緊急時の定義は多様な側面があるが、まずは8050ケースを対象の中心として今年度の整備を行っていくとの理解で良いか。限定的な対象者から始めるならば提案された定義でまずは開始し、開始後に見直していく考え方もある。
		拠点コーディネーターは、個別ケースの対応ではなく「地域づくり」を中心に取り組む方向性で整理すべき。
		事業者の登録、対象者の選定のほか、部会や実務者会議などの開催など、年間スケジュールが明確に示されるべき。事業者は準備も含め対応しやすい。
2	拠点等のガイドライン（案）について	地域生活支援拠点等事業の目的において、障害者権利条約に関する記載があると良い。緊急時対応とともに、地域移行の取り組みも重要であることから、明記すべきと考える。
		地域生活支援拠点等事業のイメージ図（ガイドライン案P.1）について、本人や家族が真ん中に置くような表現とすべきではないか。
		地域生活支援拠点等の機能において「地域づくり」が記載されていないが、地域生活支援拠点等における全ての取り組みの背景に地域づくりがあるとの説明は理解できる。ただし拠点コーディネーターが地域づくりにおいて孤立することを防ぐためにも、明記されていたほうが良いかもしれない。
		地域づくり（ネットワークづくり）は拠点等の本質と言え、「実務者会議」について項目出しをして、その内容や役割を記載すべき。その際、参加者について、各機能を担う関係機関が参加することを明記すべき。
		地域生活支援拠点等における各主体の役割において、拠点コーディネーターや登録事業所とともに、主任相談支援専門員や区（基幹相談支援センター）にも触れている。地域づくりを進めていくにあたっては、各機関等の連携の重要性は理解でき、それぞれが主体的なものであることは否定しないが、地域生活支援拠点等における主体は拠点コーディネーターや登録事業所であり、車の両輪となる相談支援の機能は区別した方がわかりやすい整理となるのではないかと。例えば拠点等と別に相談支援というカテゴリーを設け、区（基幹相談支援センター）と主任相談支援専門員はそちらに区別するなどしたほうが理解しやすいのではないかと。
		緊急時対応は、事前の緊急時支援プランの策定などを計画相談支援の担当者が拠点コーディネーターや関連する事業所などと連携して実践することが重要と考える。そうした流れをガイドラインに明記すべき。
	拠点等のガイドライン（案）について	関係者間で平時から予防的な取り組みを行うことが、緊急時への対応としては重要なため、その部分を強調するような表現があるべき → 平時からのつながりと緊急時の即応性を確保する重要性を明記すべき
		事前登録フロー（P.10）において、事前に行政を含む関係者で登録可否等について協議する機会を設定する必要があるのではないかと。拠点コーディネーターの判断に頼りすぎ、負荷がかかり過ぎないか。
		拠点コーディネーターが対象者の申請等を受け付ける窓口を担い、また、緊急時支援名簿の作成を行う内容案であるが、個人情報の取り扱いなどにおいて問題が生じないか。行政が窓口や名簿作成等を担ってもよいのではないかと。
		緊急時対応においては、短期入所事業所などを中心に多くの登録事業所が必要となるため、広報チームの取り組みなど事業所の理解促進の動きが重要となる。
		地域生活支援拠点等が開始され、実績を積み上げていくにあたって、共有の機会などを明確にしてほしい
3	各機能における登録条件（案）などについて	緊急時の受け入れ・対応において、要請を受けて23時間以内に支援できる体制の確保などが記載されているが、現実的には難しい。「原則として」などの表現としたほうがよいのではないかと。
4	広報チームの取り組みについて（報告）	広報チームを3月24日に10名ほどのメンバーでチーム発足し、これまで4回のミーティングを実施。5/22の「わっしょい江戸川」への参加、さらには今後希望があった9事業所において、説明（研修会）を実施する予定。研修会の1回目は6/20で、9/11には育成会にも実施する予定。広報チームに寄せられた事業所などからの声なども、実務者会議やガイドラインに反映させていければと考えている

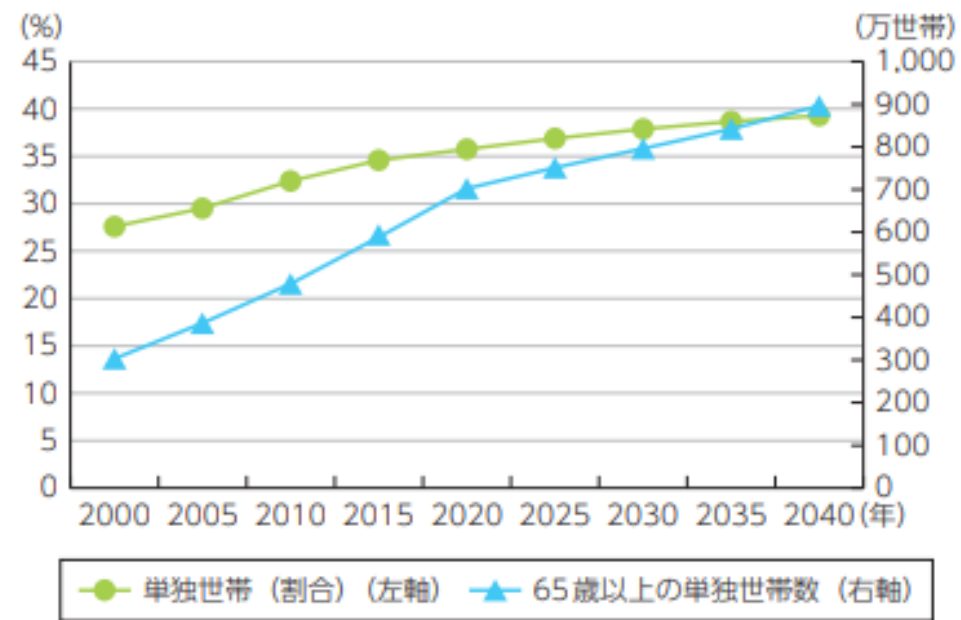
地域生活支援拠点等 について

○日本の総人口は、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性。この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



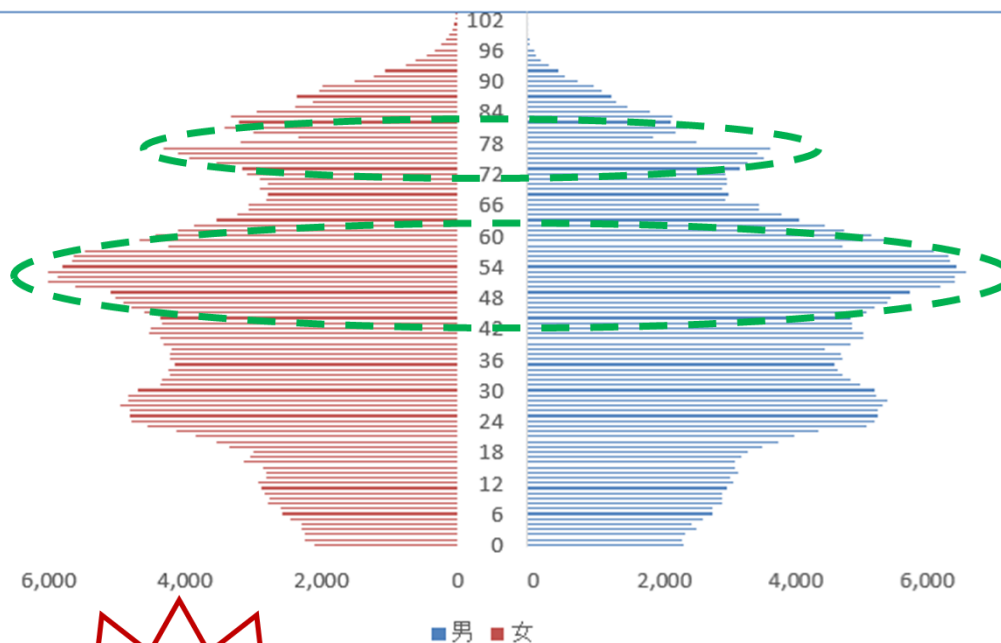
(出典) 2010年以前の人口: 総務省「国勢調査報告」「平成22年国勢調査人口等基本集計」、国土庁「日本列島における人口分布の
もとに国土交通省国土政策局作成
それ以降の人口: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

こうした
社会情勢の中で—



(出典) 2015年まで総務省統計局「国勢調査」2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の世帯数の将来推計(全国推計) 2018(平成30)年推計」(2018)
(http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2018/hprj2018_gaiyo_20180117.pdf)

江戸川区の人口ピラミッド(R7.2人口統計より)作成



人口の
ボリューム
ゾーンの
高齢化

こうした 社会情勢の中で—

※地域生活支援拠点等部会
広報チーム資料より

- 精神科病院に1年以上入院している方:300人
(ReMHRADにて抽出・2023年)

- 障害者施設に入所している方:428人
(江戸川区第7期障害福祉計画より・2023年)

この方々のすべてがみずから望んで
入院・入所をしたのかな…
そして今もみずから望んで
入院や入所を続けているのかな…



- モデルイメージ『江戸川太郎』さん

80代のお母様と二人暮らしの50代の
江戸川太郎さん。

お母様はまだまだお元気。

太郎さんは生活介護に毎日通うことを楽しみにしています。

お母様は普段の家事など大変ながら頑張っておられます。

ところがある日、お母様は、ちょっと体調が悪いな…と病院に行ったところ、少し気になる検査結果があったそうです。

病院の先生は「すぐでなくてもいいが、検査入院を勧めます」と言っています。

お母様は「入院したほうがいいんだろうけれど、
太郎が心配…」と躊躇しています。

(地域生活支援拠点等部会広報チーム資料より)

例えば、こんな
「地域課題」がー



- モデルイメージ『江戸川太郎』さん

80代のお母様と二人暮らしの50代の
江戸川太郎さん。

お母様はまだまだお元気。

太郎さんは生活介護に毎日通うことを楽しみにしています。

お母様は普段の家事など大変ながら頑張ってらっしゃいます。

ところがある日、お母様は、ちょっと体調が悪いな…と病院に行ったところ、少し気になる検査結果があったそうです。

病院の先生は「すぐでなくてもいいが、検査入院を勧めます」と言っています。

お母様は「入院したほうがいいんだろうけれど、
太郎が心配…」と躊躇しています。

(地域生活支援拠点等部会広報チーム資料より)

他に選択肢が無かった
人たちはそのままでよい？

例えば、こんな
「地域課題」がー



そこで地域に必要と
考えられたのがー



緊急時の
受入・対応

体験の
機会・場

相談

人材育成（地域づくり）

しっかり行き届くようにする
ためには支援者等同士
力を合わせる必要が—



緊急時の
受入・対応

体験の
機会・場

相談

人材育成（地域づくり）

地域生活 支援拠点等

障害者総合支援法（第77条第3項）

そこで推し進められる
ことになったのが

緊急時の
受入・対応



体験の
機会・場

相談

人材育成（地域づくり）

地域生活 支援拠点等

障害者総合支援法（第77条第3項）

コーディネーター中心に
これを整え、これに応じる

緊急時の
受入・対応



体験の
機会・場

相談

人材育成（地域づくり）

地域生活支援拠点等の機能

拠点機能	内 容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う。
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う。
③体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立にあたり、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う。
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行う体制の確保や人材養成を行う。
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制構築を行う。

江戸川区では昨年度から
協議会に「部会」を
つくり整備を進めている

地域生活 支援拠点等

障害者総合支援法（第77条第3項）

緊急時の
受入・対応



相談

人材育成（地域づくり）

体験の
機会・場

地域生活支援拠点等部会

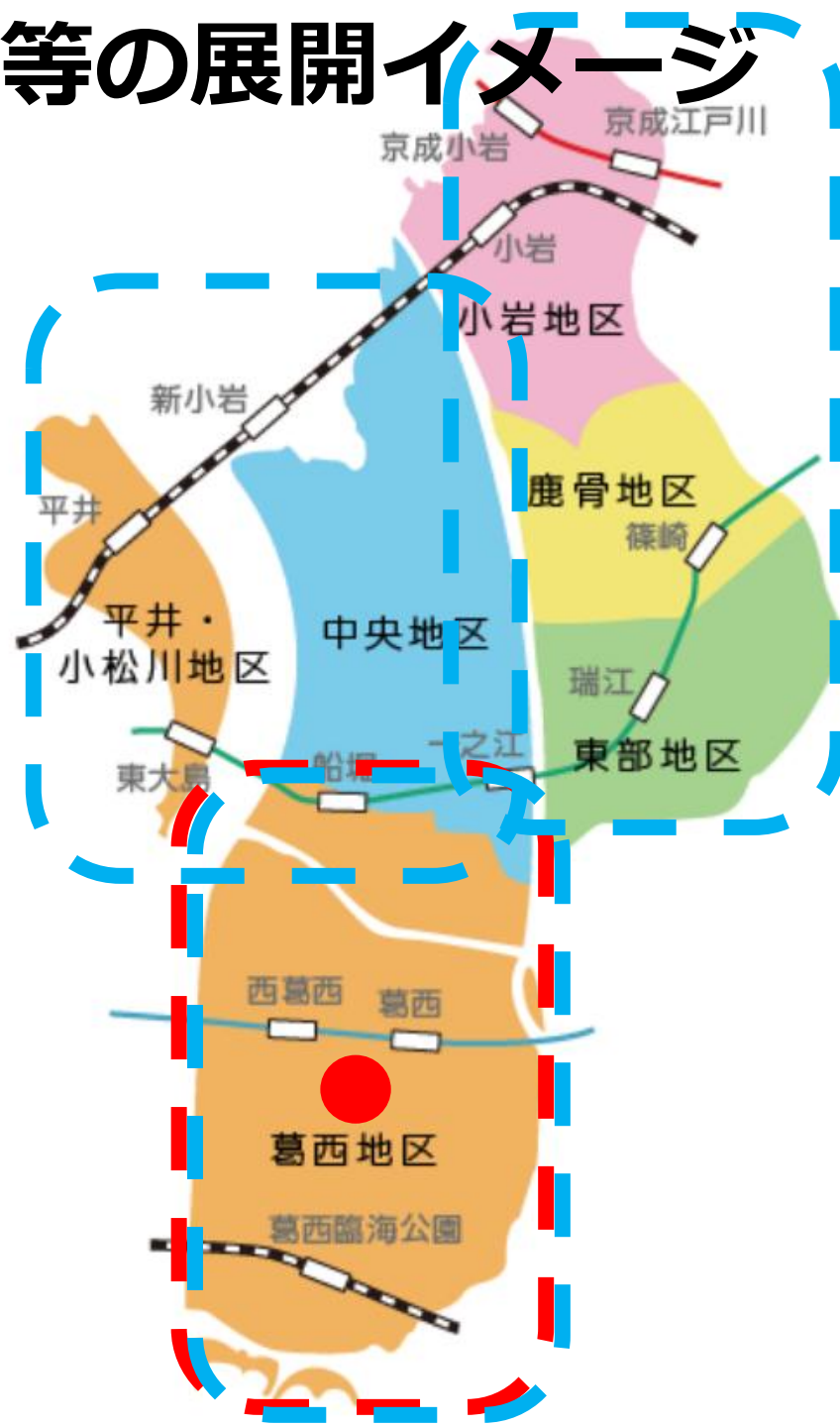
広報チーム

フロー検討チーム



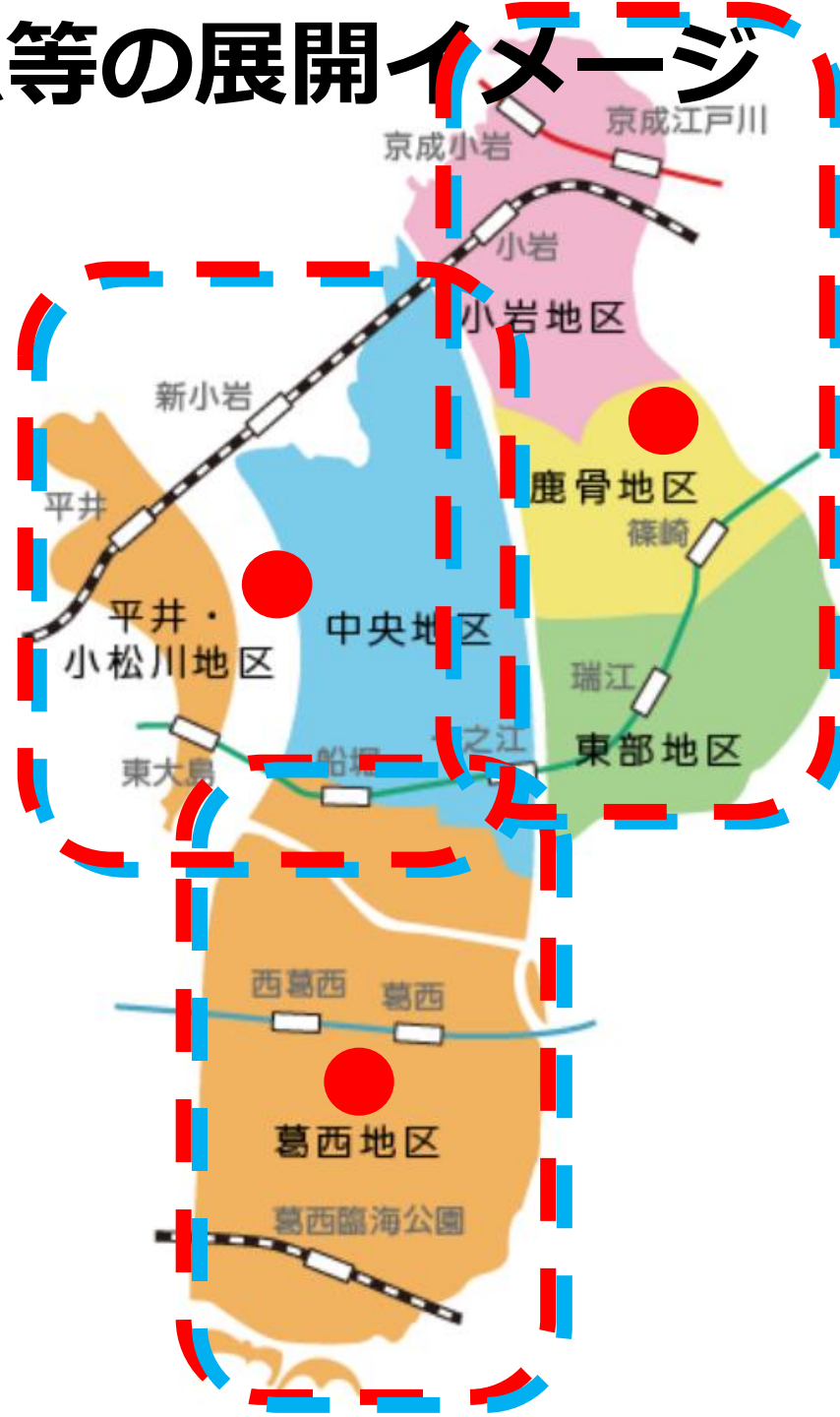
江戸川区における拠点等の展開イメージ (2025年度～)

- ・ 1か所のモデルエリア（葛西エリア）からスタート
- ・ コーディネーター1名配（●）
- ・ 相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象に手挙げ事業所を登録（基準あり）
- ・ 実務者会議を設け、エリア（当初3エリア／葛西、中央・小松川、東部・鹿骨・小岩）ごとに体制づくり
- ・ 対象者は強度行動障害や8050等ケースを区とコーディネーターにより調査を実施し抽出、名簿化



江戸川区における拠点等の展開イメージ (2026年度～)

- ・ 3か所のエリアで実施。
- ・ コーディネーター各1名配 (●)
- ・ (引き続き) 相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象に手挙げ事業所を登録 (基準あり)
⇒ エリアごとの整理を検討
- ・ 実務者会議を継続。エリア (3エリア/葛西・中央・小松川、東部・鹿骨・小岩) ごとに体制づくり
- ・ 対象者は引き続き区とコーディネーターにより調査を実施し抽出、名簿化



江戸川区における拠点等の展開イメージ (2030年度まで)

- ・ 6か所のエリアで実施。
- ・ コーディネーター各1～2名配
(●) ⇒ 対象者数割り等検討
- ・ (引き続き) 相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象
に手挙げ事業所を登録(基準あり)
⇒ エリアごとの整理を検討
- ・ 実務者会議を6つのエリアごとに実施。
エリアごとに体制づくり
- ・ 対象者は引き続き区とコーディネーターにより調査を実施し抽出、名簿化

